

4/25
EAD

関電の地震想定を批判

大飯原発控訴審 元規制委員長代理、証言

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の運転差し止めを住民らが求めた訴訟の控訴審が24日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）であり、元原子力規制委員会委員長代理で地震学者の島崎邦彦・東大名誉教授（71）が証人として出廷した。島崎氏は、関電が採用した地震の最大の揺れを想定する計算方法について批判した。

島崎氏は委員長代理退任後、地震想定に用いられた計算式「入倉・三宅式」について、「揺れの想定が過小評価になる可能性がある」と主張していた。島崎氏は、その見解には変わりはなく、「使い方が間違っている」と説明。「（再稼働を）許可できる段階ではないということか」と問われ、「その通り。必要な審査がまだ行われていない」と述べ、「使えない式を使う」という神経が私にはわかりません」と批判した。

規制委は、委員長代理時代から揺れの想定について厳しい見方をしてきた島崎氏の指摘を受けて別の手法でも再計算しているが、「揺れの大きさを見直す必要はない」と結論づけている。ただ、内藤裁判長は昨年10月の口頭弁論で、最大の揺れの想定について、「関心を持っている」と発言し、今年1月に島崎氏の証人採用を決めていた。

大飯原発は福島第一原発事故後、2012年7月に再稼働したが、13年9月に定期検査に入り、現在も停止中。14年の福井地裁での一審判決で運転差し止めを求めた住民側が勝訴し、関電側が控訴した。

原告の住民側は会見で、

「（規制委の）審査というものがいかにずさんで不十分だったかが明らかになった。徹底的に安全神話を突き崩す審理を進めたい」と述べた。関電は「尋問結果

によっても、主張は何ら影響を受けるものではない。引き続き真摯に説明していきたい」とのコメントを出した。
（田中ふれ奈、神元敦司）